

注意・警戒情報

「今、修理しないと大変なことになる」 住宅リフォーム工事トラブルに注意！

隣家の屋根工事をしている業者が来訪し、「屋根瓦がめくれている。今、修理しないと雨漏りする」と言われた。瓦がめくれている写真を見せられたので信用してすぐ契約してしまったが、よく考えると高額な工事なので、契約をやめたい。

アドバイス

- ◆ 「（屋根や基礎を）無料で点検する」「近所で工事をしているので挨拶に来た」などと訪問し、高額な契約をせまるリフォーム業者に注意してください。
- ◆ 「早く工事しないと大変なことになる」などと不安をあおって契約を急がせたり、一つの工事が終わると次々と別の工事を契約させるトラブルも見られます。
- ◆ 必要のない工事であればはっきり断り、むやみに家の中に事業者を入れないようにしましょう。
- ◆ リフォーム工事には高額なお金がかかります。勧誘されても、その場で申し込まず、工事の内容や費用をよく確認したうえで、ご家族などに相談したり、複数の業者から見積りを取ったりして、よく検討することが必要です。「住まいるダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター ☎0570-016-100）」などの公的相談窓口で、事前に相談することもできます。
- ◆ 特定商取引法で定める訪問販売で契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば工事が始まってしまってもクーリング・オフが可能です。たとえ期間が過ぎてしまっても諦めずに、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。



消費生活相談は

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！
 消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

（身近な消費生活相談窓口につながります。）